

IV 生涯学習振興の方針と計画

1 基本方針

関係機関・団体と連携しながら、いつでも、どこでも、だれでも、主体的・協働的な学びを通じて学び続けられる環境づくりと学んだ成果を十分に発揮することができる生涯学習社会の構築に努めるとともに、地域社会を支える人材育成につながる学習支援を行う。

2 重点

学校・家庭・地域の連携協力による社会教育の充実

(1) 関係機関と連携した生涯学習の推進

- ア 生涯学習の普及・奨励
- イ 人材育成につながる多様な学習活動への支援

(2) 地域ぐるみで取り組む教育の推進

- ア 学校・家庭・地域連携の推進
 - ・コミュニティ・スクールの導入・充実の支援
 - ・教育振興運動や地域学校協働活動の推進支援
- イ 多様な体験活動・子どもの読書活動の充実
- ウ 子育て・家庭教育支援の充実

(3) 郷土愛と郷土への誇りを深める世界遺産の継承

- ・文化遺産や文化財の普及啓発

3 具体的な取組

- (1) 市町社会教育・生涯学習担当職員対象の会議・研修会の開催
- (2) 学習情報の提供と相談、人材育成のための学びの機会の提供、市町主催事業への協力や支援
- (3) 国庫補助事業等を活用して、学校・家庭・地域の連携・協働を推進する市町への支援
- (4) コミュニティ・スクールの導入・推進及び教育振興運動や地域学校協働活動の推進に係る研修会の開催や支援
- (5) 各市町や実践区等が地域ぐるみで取り組む教育振興運動への支援
- (6) 学校への読書ボランティアの派遣や学校図書館ボランティア等の活動支援
- (7) 子どもの読書活動推進会議や読書ボランティア等研修会の開催
- (8) 保健福祉環境部と連携した子育て支援ネットワーク研修会の開催
- (9) 文化芸術、文化財に関する学習情報の提供や研修会の開催、出前教室の実施